

令和8年度税制改正、 国税庁の改正意見は？

総合課税対象の社債利子の範囲の見直し等が実現へ

政府は2月20日、令和8年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）を閣議決定したうえで国会に提出した。毎年度の税制改正をめぐるのは各府省庁が財務省に税制改正要望事項を提出しているが、税制の執行当局である国税庁は「税制改正意見」を財務省に申し込んでいる。本稿では、本誌が入手した国税庁の令和8年度税制改正意見の主な内容をレポートする。令和8年度税制改正法案に盛り込まれた項目のうち、「総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備」などが国税庁の税制改正意見に含まれていたことが明らかとなっている。

税制上の課題を国税庁が取りまとめ

国税庁は、適正・公平な課税及び徴収の実現や納税者の利便性の向上のために必要な税制上の課題について、財務省主税局に「税制改正意見」の申入れを行っている。同意見は、各局（所）署の現場において把握・検討された税制上の課題などを国税庁企画課が取りまとめたもので、項目ごとに「現行制度（根拠条文）」「課題」「改正意見」が付されている。令和8年度税制改正意見において国税庁は、22の項目の改正意見を盛り込んでいたことが明らかとなった。

22の項目のうち令和8年度税制改正法案（以下「改正法案」）に盛り込まれた主な項目をみると、「総合課税となる同族会社の社債利子の範囲の見直し」（所得税関係）に関して国税庁の改正意見では、「実態としては同族会社か

ら支払を受ける利子等と変わらないにも関わらず、取引関係の構築により総合課税（累進税率）の適用を免れる事例があることが課題である」旨を指摘したうえで、「例えば利子等について同族会社に該当する法人から他の者を通じて対象者等に支払われるものと認められる場合には当該利子等を総合課税（累進税率）の対象とすることなど一定の措置を講ずること」を改正意見としていた（表1参照）。

この点に関し税制改正法案では、「利子所得の分離課税等について、同族会社の株主等がその同族会社以外の特定法人から支払を受ける社債の利子のうち実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を適用対象から除外し、総合課税の対象とする」（改正法案措法3①五）と対応されている（改正内容の詳細は本誌1102号6頁参照）。

また、「暗号資産等の差押手続の整備」（徴収関係）に関して国税庁は、改正意見で「暗号資産等の差押えについてはその保全（処分禁止）に当たってブロックチェーン上の名義の書き換えを防止する措置が必要であるが、現在、具体的な方法及びその法的根拠について必ずしも明確になっていない」と指摘していたところ、税制改正法案では「特定電子移転財産権（暗号資産）の徴収手続」（改正法案徴収法72の2等）が盛り込まれている。そのほか「国税通則法上の犯則調査手続のデジタル化」や「事業者のデジタル化促進のための所要の措置」なども改正法案に盛り込まれた。